

第4章 水防計画

第1節 総 則

総務課	建設課	農政課	田富窓口課
市民課	都市計画課	健康推進課	
消防団	消防本部		

第1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川の洪水による水害を警戒し防御しこれによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2 水防の責任

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- 1 水防組織の確立、整備
- 2 水防倉庫、資機材の整備
- 3 通信連絡系統の整備
- 4 平常時における河川、ため池、排水機場等の巡視
- 5 水防時における適正な水防活動の実施

なお、市は、指定水防管理団体として、上記の他に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ・水防機関の整備
- ・水防計画の樹立
- ・水防協議会の設置
- ・水防団員の確保
- ・水防訓練の実施（毎年）

資 料 編 ・ 中央市水防協議会条例

P 369

第2節 水防組織

水防法第1条及び第3条の規定により気象状況の通知のあった時から洪水による危険が解消するまで、本市において水防本部を設け、次の組織分担により発生事項を処理する。

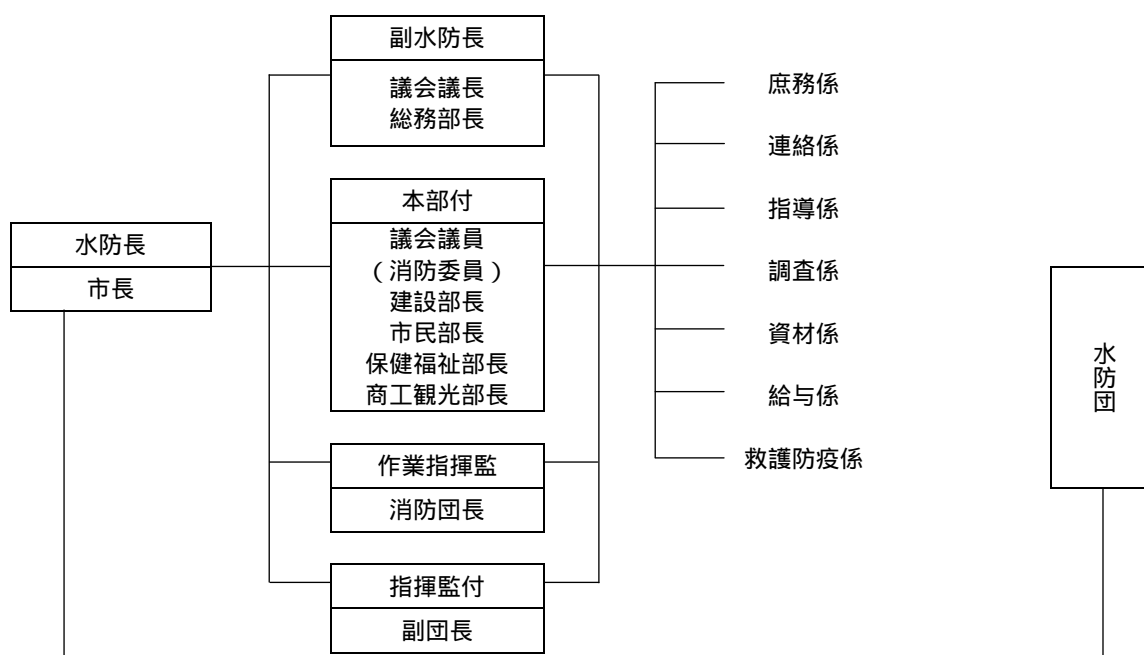
第1 水防管理団体の組織

1 所在地

中央市臼井阿原301番地の1

電話 055(274)2111 中央市役所田富庁舎

2 組織系統図



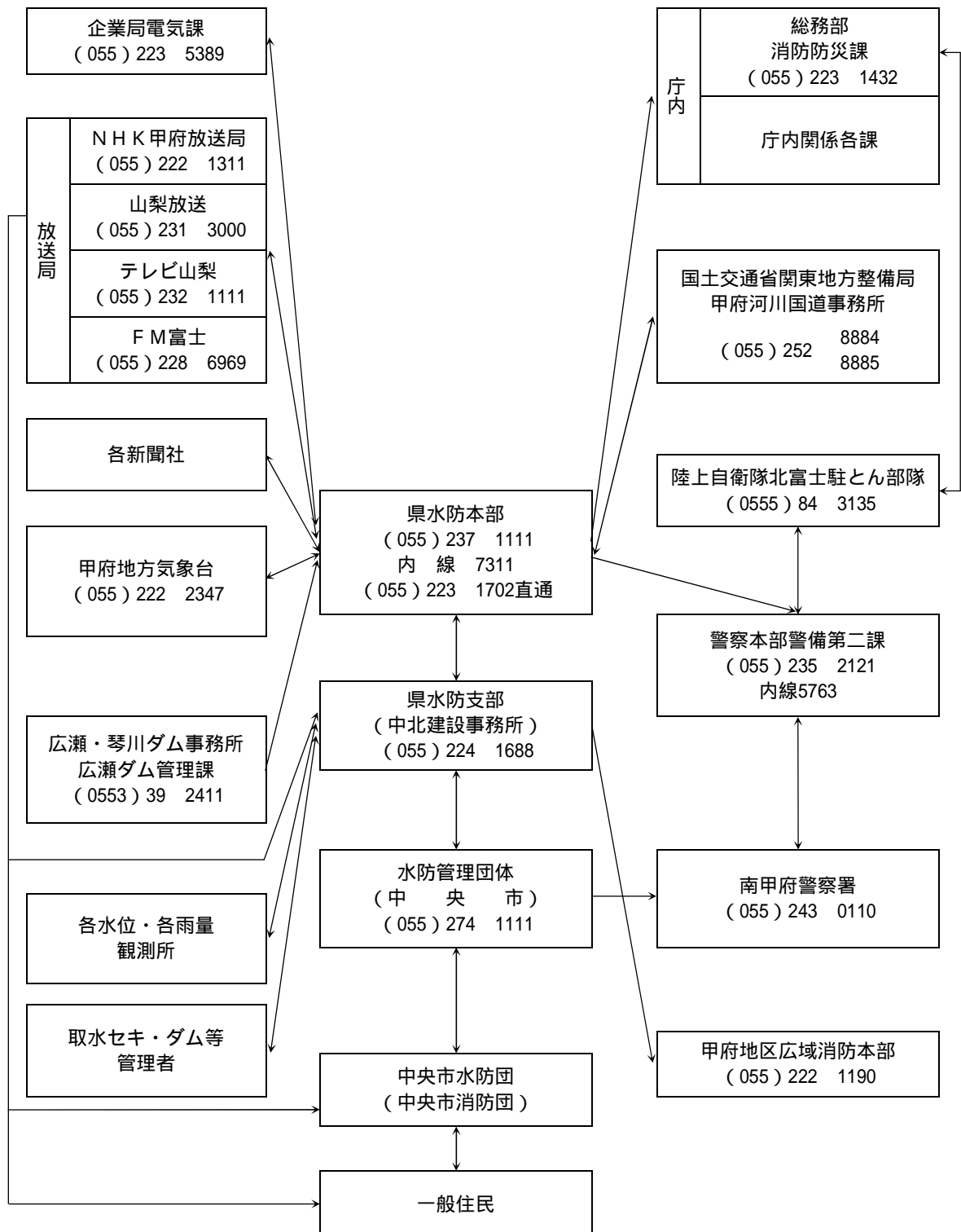
注 各係員は災害の状況により、水防長が任命した必要数の職員とする。

3 事務分掌

係名	担当	事務分掌
庶務係	(係長) 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各係員招集に関する事。 2 水防関係機関との連絡に関する事。 3 水防団との連絡に関する事。 4 水位の通報に関する事。 5 水防出動に関する事。 6 公用負担に関する事。 7 水防解除に関する事。 8 水防てん末報告に関する事。
連絡係	(係長) 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難のための立ち退きに関する事。 2 水防通信連絡に関する事。 3 その他庶務系の応援に関する事。
指導係	(係長) 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防工法の指導及び水防作業に関する事。 2 水防訓練に関する事。
調査係	(係長) 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報の収集、警報の発令に関する事。 2 決壊による附近被害状況に関する事。 3 浸水による被害状況に関する事。 4 出水状況、道路、橋りょう等の交通不能箇所の調査に関する事。 5 出水状況、被害状況、交通状況等、広報記録撮影に関する事。
資材係	(係長) 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防用資材調達に関する事。 2 水防用資材の供給輸送に関する事。
給与係	(係長) 財政課長	水防作業に係る費用に関する事。
救護防疫係	(係長) 健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防死傷者の救護に関する事。 2 災害現場の防疫に関する事。

施設係	(係長) 農政課長	1 たん水防除施設の管理に関すること。 2 ため池、農業用水路等の管理に関すること。
-----	--------------	---

4 連絡系統図



第2 気象状況の資料収集

県の通報する台風情報及びラジオ放送による台風情報の記録。

第3 警戒体制の報告

連絡係は調査係に危険区域の調査結果資料の提出を求めて水防長に報告する。その他非常配備に

については、県の非常配備体制を準用する。

第4 水防団の組織

中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。

中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく。

中央市水防団の担当区域は、次のとおりとする。

水防団担当区域

分 団 名	部	担 当 区 域(自 治 会 名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

第3節 監視警戒及び重要水防区域

第1 監視警戒

1 常時監視

市は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに必要な水防対策を実施し、あるいは河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常時監視

市は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事前に即応した措置を講ずる。

第2 重要水防区域

市内における重要水防区域は、次のとおりである。

重要水防区域一覧表

河川名	重要度		地先名	延長 (m)	重要な理由	担当 水防団体
	種別	階級				
釜無川	堤防高	B	臼井阿原	85	余裕高不足、河床掘削が未施工	田富分団
"	水衝洗掘	B	西花輪	200	洗掘されている	田富分団
"	水衝洗掘	B	今福	100	洗掘されている	田富分団
"	堤防高	B	今福	740	河床掘削が未施工	田富分団
	水衝洗掘			{ 160 }	護岸洗掘の恐れあり	
笛吹川	堤防高	B	中央市乙黒～甲府市大津	380	河床掘削が未施工	玉穂分団 甲府市
	堤防断面				堤防断面が1/2以上	
"	堤防断面	B	高部	250	堤防断面が1/2以上	豊富分団
"	堤防断面	B	中央市乙黒～甲府市大津	290	堤防断面が1/2以上	玉穂分団 甲府市
"	堤防高	B	高部	240	河床掘削が未施工	豊富分団
"	堤防高	B	大田和～乙黒	2,680	河床掘削が未施工	田富分団 玉穂分団
"	堤防断面	B	高部	230	堤防断面が1/2以上	豊富分団
"	堤防断面 漏水	B	浅利	190	堤防断面が1/2以上 漏水実績	豊富分団
"	堤防高	B	浅利	340	余裕高不足、河床掘削が未施工	豊富分団
	堤防断面				堤防断面が1/2以上	
	漏水				漏水実績	
"	工作物	B	浅利	1箇所 (8.8)	余裕高不足(豊積橋)	豊富分団
"	工作物	B	乙黒	1箇所 (8.8)	余裕高不足(豊積橋)	玉穂分団
"	堤防断面	B	浅利	110	堤防断面が1/2以上	豊富分団
"	堤防高 堤防断面	B	浅利	210	河床掘削が未施工 堤防断面が1/2以上	豊富分団

笛吹川	堤防断面	B	浅利	110	堤防断面が1 / 2以上	豊富分団
"	堤防高 堤防断面	B	山梨県西八代郡市川三郷 町大塚～中央市浅利	1,390	河床掘削が未施工 堤防断面が1 / 2以上	市川三郷町 豊富分団
"	工作物	B	大田和	1箇所 (7.8)	余裕高不足(JR身延線)	田富分団
"	堤防高	B	今福～大田和	2,800	余裕高不足、河床掘削が 未施工	田富分団
	水衝洗掘			{370}	護岸洗掘の恐れあり	
"	堤防高	B	大田和	710	河床掘削が未施工	田富分団

(注) 重要度の評定基準は、次のとおりである。

種 別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等との計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

第4節 資機材の整備及び輸送

第1 水防倉庫

市水防倉庫は次のとおりとし、その使用は水防本部長が行う。

地区別	河川名	倉庫		管理責任者	倉庫鍵保管者	所在地
		名称	面積			
玉穂地区	笛吹川	玉穂水防資材倉庫	10.0	中央市長	総務課	成島2,266
田富地区	釜無川	臼井水防倉庫	33.0	〃	〃	臼井阿原
〃	笛吹川	布施水防倉庫	33.0	〃	〃	布施
豊富地区	浅利川	角川水防倉庫	11.6	〃	〃	浅利東新田
〃	〃	浅利水防倉庫	11.6	〃	〃	〃 一の出割

第2 水防資機材一覧

水防資機材は、次のとおりとする。

水防資機材に不足が生じた場合は、水防長に報告すると共に早急に補充しておくものとする。

倉庫	資材								器具			
	丸太	空俵	葎	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
玉穂水防資材倉庫	10	300	10			110			20	12	7	2
臼井水防倉庫	31	200	130	2	30	200						
布施水防倉庫		200			10	200			10	10		5
角川水防倉庫	30	1,000	12	6		72		1	24	10	15	
浅利水防倉庫	30	1,000	12	6		72			25	9	15	

第3 輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材及び作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

1 輸送経路の確保

(1) 市水防本部と水防団の輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、災害の状況により決定する。

(2) 県水防支部と市水防支部との輸送経路

中北建設事務所と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所が通行路線の指示をする。

(3) 輸送経路の作成・提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所に提出しておく。

ア 付近略図に道路幅員、その他通路のわかる輸送網図

イ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 道路支障箇所の措置

道路支障箇所については、道路管理者、市長、警察署長は、それぞれ連絡を取り合う。

第5節 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、おおむね次によるものとする。

- 1 県防災行政無線
- 2 市防災行政無線
- 3 NTT電話
- 4 自動車
- 5 自転車
- 6 徒歩

第6節 水防状況の観測通報連絡

第1 気象、水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方气象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認めるときには速やかに次の措置をとる。

- 1 連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知
- 2 雨量観測所（中北建設事務所）と連絡をとり量水観測者と状況通知並びに指示

(1) 市にある雨量計設置場所は次のとおり

山梨県中央市臼井阿原301 1 中央市役所田富庁舎内

(2) 水位の観測通報

量水観測者は水防本部からの気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは直ちに水防本部に所定の報告を行い、水防本部長はこれを中北建設事務所に連絡するとともにその河川に係する消防機関に通知する。

- 水位通報の間隔
- | | |
|---|------------------|
| { | 1 通報水位に達したとき。 |
| | 2 はん濫注意水位に達したとき。 |
| | 3 最高水位に達したとき。 |
| | 4 はん濫注意水位を下ったとき。 |
| | 5 通報水位を下ったとき。 |

(3) 本市の水位観測所は、資料編のとおりである。

資料編 ・ 河川水位観測所一覧

P 360

(4) 通報方法

水位の報告は電話又は電報等の簡便なる方法によること。

観測場所 ・ 日時 ・ 水位 ・ 増減の傾向見込

第7節 水防警報

第1 基準水位観測所及び水防警報区

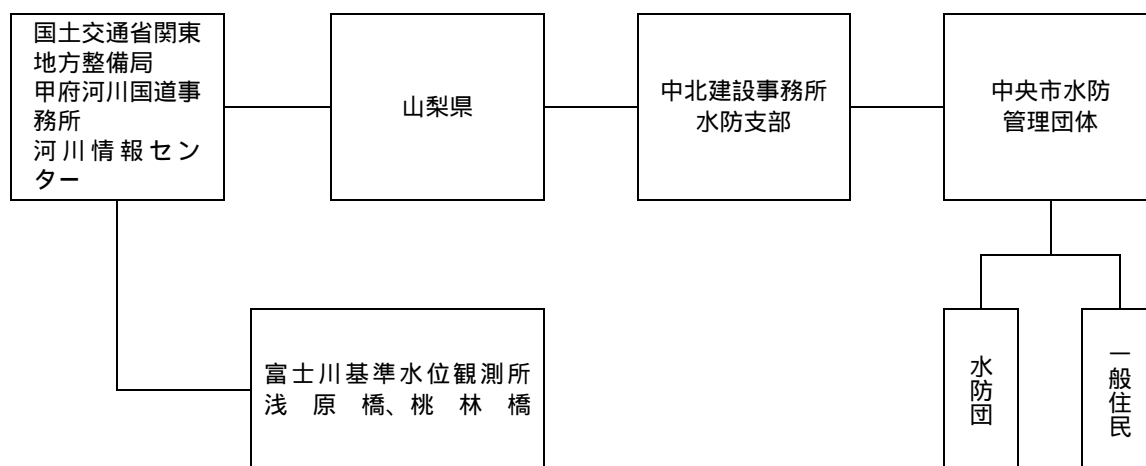
指定河川		基準水位観測所						水防警報区		
水系	河川	基準水位観測所	零点高	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	危険水位	関係県	建設事務所	関係水防管理団体
富士川	笛吹川	桃林橋	243,977	1.80	2.50	6.63	5.90	山梨県	峡東建設事務所 中北建設事務所 峡南建設事務所	甲府市、中央市、市川三郷町
	釜無川	浅原橋	249,737	4.30	4.60	5.95	5.70	"	中北建設事務所 峡南建設事務所	南アルプス市 甲斐市、昭和町 中央市、市川三郷町、 鯉沢町、増穂町

第2 富士川水防警報について

- 1 水防法第16条に基づき国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所より発せられる富士川水防警報による管理団体の水防活動は、富士川水防警報実施要領によるものとする。
- 2 水防警報の発表基準

種類	発表基準
1 待機	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
2 準備	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
3 出動	大雨、洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
4 指示	大雨、洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
5 解除	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	

3 富士川水防警報連絡系統図



第8節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

消防長が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者がみずからの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 水防団出動体制

(1) 待機

水防団員に足止を命じ、幹部は水防詰所（消防詰所）に集合し、必要に応じて速やかに次の段階に入り得るような状態におくものとする。待機命令はおおむね次の状況の際、発するものとする。

ア 洪水予報が発せられたとき。

イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2) 準備

水防団の団長、班長等は所定の詰所に集合し資器材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。

準備命令はおおむね次の状況の際発するものとする。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況の際発するものとする。

- ア 河川の水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
- イ 水防警報（出動）が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合は水防管理者（市長）は中北建設事務所に報告するものとする。

- ア はん濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防及び消防機関が出動したとき、この場合水防管理者（市長）は南甲府警察署に報告するものとする。
- イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

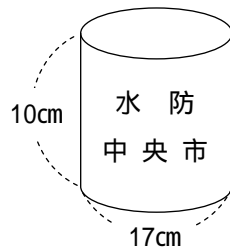
2 本部員及び水防団の活動

- (1) 水防長は、中北建設事務所の連絡により緊急な措置が必要と認めるときは、水防団に対し第1及び1により出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準じる。
- (2) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が避難する場合における要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したならば勝手な行動をとらない。
作業中は、上司の命令に従い団体行動を取らなければならない。
- (3) 出動命令を出したときは直ちにこの旨を中北建設事務所に報告し、指示を受ける。

(4) 水防標識

水防作業を正確かつ規則正しい行動をとらせるために次の標識を用いる。

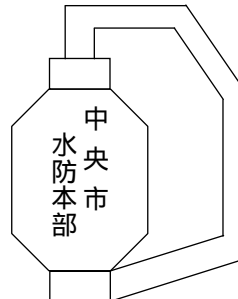
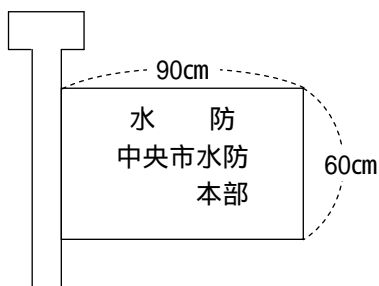
ア 水防員の腕章



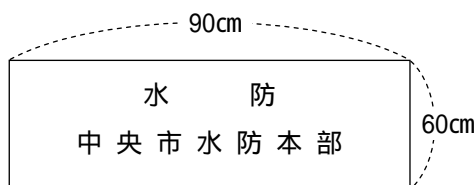
イ 水防本部標識

昼間

夜間



ウ 水防自動車標識



(5) 水防信号

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位がはん濫注意水位に達しなお増大のおそれあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	休止 休止 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 休止 休止
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの		約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 休止 休止
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの		約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 休止 休止
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 休止

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差支えない。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第3 設備資機材

水防長は、本章第4節第2に示す水防資機材を整備しておくこと。資機材の払出しにおいては事前に危険箇所へ配置、その他水防長の命令により指揮し、又は緊急を要する場合は各班において適時徴用する。

第4 決潰等の通報

堤防等が破堤した場合は水防管理者（市長）、消防団長は直ちに中北建設事務所及びはん濫の及び隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第5 避難のための立退

1 水防管理者（市長）は堤防等が破壊した場合又は破堤の危険に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。

2 なお立退き及びその準備を指示した場合は南甲府警察署長にその旨を通知する。

水防管理者（市長）は立退計画を作成し警察署長と協議しておくこと。

第6 水防解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは水防管理者（市長）は、水防を解除し、これを一般に周知させるとともに中北建設事務所を通じその旨を報告するものとする。

第9節 公用負担

第1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用
- 3 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- 4 車両、その他の運搬用機器の使用
- 5 工作物、その他の障害物の処分

第2 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し必要ある場合にはこれを提出するものとする。

公用負担命令権限証	
身分	所属 氏名
上記の者に の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長 (印)	

2 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

第	号	公用負担命令書				
		目的物	種類	員数		
		負担の内容	使用	権用	人分等	
		年 月 日				
		殿		中央市長 事務取扱者	氏名 氏名	印 印

第3 資料の提出及び立入

水防法第49条第2項の規定により中央市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

身分証票

身 分 証 明 書	
身分 所属 氏名	
上の者は中央市	であることを証明する。
年 月 日	
	中央市水防管理者 中央市長
	印

第10節 水防報告

第1 水防報告

水防長が中北建設事務所に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 水防団を出動させたとき。
- 2 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
- 3 破堤、氾濫したとき。
- 4 洪水増減の状況
- 5 応援の状況
- 6 その他必要と認める事態が生じたとき。

第2 水防てん末報告

水防が終結したとき水防管理者（市長）は、遅滞なく次の事項をとりまとめて県水防計画に定める様式により中北建設事務所に報告するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況

- 13 現場指揮官公職氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第 1 1 節 水防訓練

指定水防管理団体である中央市は、年 1 回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に関係する職員を動員して水防訓練を行うものとする。

なお中央市は、年 1 回中北建設事務所職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し水防に対する万全を期すること。

第 1 2 節 応援要請

第 1 他水防管理団体への応援要請

水防長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めものとする（水防法第16条）。

第 2 自衛隊の災害派遣要請

水防長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めものとする。

第 3 警察官の出動要請

水防長は、水防上必要があると認めるときは、南甲府警察署長に対し、警察官の出動を求めものとする（水防法第15条）。

第 4 昭和町との協定

本市は水防に関し昭和町と次のとおり協定を締結している。

1 連絡事項

- (1) 富士川筋釜無川間及び笛吹川右岸との境界警戒状況
- (2) 本市内の状況
- (3) 連絡水位1.0mに達したとき。
- (4) 警戒水位1.8mに達したとき。
- (5) これ以上水位が急激に上昇したとき。
- (6) 連絡水位が下がったとき。

2 連絡方法

中巨摩郡昭和町役場 電話 (055) 275 2111

別記様式

水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所毎
に作成するもの
(作成責任者)



管理団体名									指定非指定の別					
水防実施時の台風又は豪雨名								報告年月日		平成 年 月 日				
場所		川 右 岸 地先 m 左							所 要 経 費	管 理 団 体 分		県支出分	合 計	
日 時		自 月 日 至 月 日								人 件 費	手 当	円	円	円
											そ の 他	円	円	円
											計	円	円	円
出 動 人 員 数		水防団員	消防団員	その他		計		物 件 費		資材費	円	円	円	
		人	人	人		人				器 材 費	円	円	円	
		水防作業 の概況及 び 工 法								燃 料 費	円	円	円	
		工 法 箇 所 m								雑 費	円	円	円	
										計	円	円	円	
水 防 の 効 果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員		使 用 資 材	かます俵	枚	枚	枚
効果		m	ha	ha	戸	m	m	人	むしろ		枚	枚	枚	
									な わ		kg	kg	kg	
被害									丸 太		本	本	本	
									そ の 他					

他の団体よりの 応援の状況									立退きの状況及び それを指示した理由				
居住者出動状況									水防功労者の氏名年齢 所属及びその功績概要				
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況				
現場指導官公職氏名									水防活動に関する 自己批判				
水防関係者の死傷									備 考				